

村山市下水道污水管渠等整備要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道污水管渠等の整備を遂行するため、村山市下水道条例及び施行規則等を補完するものとし、その他管渠等の整備に関して必要な事項を定めるものとする。

(公共污水樹の設置)

第2条 市長は、家屋所有者等の申込者が提出する「公共污水樹設置申込書(様式第1号)」により、公共污水樹を処理区域内の同じ目的で利用される一筆以上の一区画の土地(以下「一宅地」という。)に1箇所設置する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、複数の公共污水樹を設置することができる。

- (1) 一宅地内の面積が500㎡以上あり、排水系統が二以上見込まれ、二箇所の公共污水樹が必要と市長が認めたとき。
- (2) その他、市長が特に必要と認めたとき。

(公共污水樹の設置位置等)

第3条 公共污水樹の設置位置は、官民境界から1メートル以内の民有地とする。ただし、当該土地が接する下水道本管が埋設されている道路は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路に限る。

- 2 公共污水樹の設置高は、現況宅地の高さを原則とする。ただし、一宅地の現況地盤が、第1項の道路面に対して高低差がある場合は、市と協議する。
- 3 公共污水樹の深さは、公道に埋設されている下水道本管の深さにより公共污水樹の深さの制限を受ける場合を除き、標準深さ1mとする。
- 4 公共污水樹の設置希望箇所に支障物件がある場合は、設置希望者の自己負担により支障物件を移設した後に設置するか、又は支障物件を避けて設置する。
- 5 前各項の規定によりがたい場合は、別に協議をする。

(公共污水樹の設置時期)

第4条 公共污水樹の設置時期は、下水道管渠工事(以下「工事」という)の工期内とする。ただし、工事完了後において、次の各号のいずれかに該当するときは、公共污水樹設置申込書(様式第1号)の提出により、第2条に準じ予算の範囲内で設置するものとする。

- (1) 工事の期間中に農地等として利用していた土地又は土地利用が未確定で、後に宅地としての土地利用が確認されたとき。
- (2) 一宅地内に、すでに公共污水樹が一つ設置されている面積500㎡以上の土地で、土地利用形態の変更等により、公共污水樹の追加が必要と認められるとき。
- (3) 設置する土地の受益者負担金が、未納若しくは不納欠損等になっていないこと。
- (4) その他、市長が特に必要と認めたとき。

(定住促進に係る公共汚水柵の設置について)

第5条 前条のうち、下水道管渠の整備済区域において、住宅等の新築により公共汚水柵が必要となり、次のすべての条件に該当する場合は、定住促進の観点から予算の範囲内で設置するものとする。

- (1) 一宅地の敷地が、住宅等の新築するのに必要な面積を有していること。
- (2) 当該一宅地において、公共汚水柵設置後、住宅等を新築し1年以内に確実に下水道使用が見込まれると判断できるもの。
- (3) 公共汚水柵の設置について第3条によるものであること。
- (4) 過去に公共汚水柵を撤去した敷地及び残地でないこと。

(管渠等工事完了後の取扱い)

第6条 管渠等工事完了後、家屋所有者等の下水道利用者等が、既存の公共汚水柵の位置変更、高さ及び深さ等の変更及び撤去が必要となったとき（以下「改築工事」という）は、家屋等所有者等の下水道利用者等の負担でこれを行う。なお、撤去の場合において、敷地及び残地に新たな公共汚水柵が必要となった場合は、所有者負担で設置するものとする。さらに、敷地及び残地を第三者に譲渡した場合でも同様である。

- 2 公共汚水柵の改築工事を行う場合、下水道利用者は、下水道施設改築に係る許可申請書（様式第2-1号）を市長に提出し、適正と認めた時、下水道施設に係る許可書（様式第2-2号）を申請者に通知する。改築完了後は、工事完了届（様式第2-3号）を提出し確認を得ること。

(私道等補助的な管渠の設置及び申請等)

第7条 私道等、補助的な管渠設置について、次の各号に掲げる要件をすべて備えた場合とする。ただし、私道とは、第3条第1項に規定する以外の道路であり、現に一般通行等のため公衆の用に供しているものをいう。

- (1) 現況の地目が公衆用道路であり、建物の敷地等が管渠整備以前から既に分筆されている土地であること。
 - (2) 当該管渠を利用する見込みがある家屋所有者等が2棟以上あり、かつ、それぞれ所有者が異なっていること。
 - (3) 当該管渠を利用する見込みがある家屋所有者等全員が、設置及び維持管理のための土地を無償使用することに同意していること。
 - (4) 自然流下が可能で、工事の施工及び維持管理上支障のない地形であること。
- 2 第1項の申請を行う者は、次の各号に掲げるものを準備し、市長へ提出するものとする。
 - (1) 下水道設置申請書（様式第3-1号）
下水道設置申請者名簿（様式第3-2号）
 - (2) 下水道設置承諾書（様式第3-3号）
位置図及び公図の写し（様式第3-4号）

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査及び調査を実施し、その結果について下水道施設設置に係る許可書（様式 3-5 号）で通知することとする。
- 4 前項の結果に基づき、設置決定した下水道工事は、毎年度の予算の範囲内において行うものとする。
- 5 要綱により設置された下水道の全部又は一部を移設又は撤去しようとするときは、市長の承諾を受けなければならない。この場合、当該施設の移設又は撤去等にかかる費用の全部は原因者の負担となる。
- 6 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消しできる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により、設置の決定を受けた場合。
 - (2) 下水道の設置申請にかかる公共汚水柵対象家屋等が滅失し、第 6 条第 1 項の要件を欠くに至ったとき。

(承認工事を行う場合の手続等)

第 8 条 下水道法第 16 条の規定により、市長以外の者が管渠施設工事及び公共汚水柵設置等工事（以下「承認工事」という。）を行う場合は、次の手続による。

- (1) 承認工事を行う者（以下「申請者」という。）は、下水道工事施行承認申請書（様式第 4-1 号）を市長に提出しなければならない。
 - (2) 市長は、下水道工事施行承認申請書の提出があったときは、審査を行い、適正と認めるときは、下水道工事施行承認書（様式第 4-2 号）により申請者に通知する。
 - (3) 申請者は、承認工事に着手するときは、着手届（様式第 4-3 号）を市長に提出しなければならない。
 - (4) 申請者は、市長があらかじめ承認工事の中間工程における段階確認を指示したときは、その工程に達した段階で段階確認依頼書（様式第 4-4 号）を市長に提出し、段階確認を受けなければならない。この検査に合格しないときは、次の工程に進むことができない。
 - (5) 申請者は、承認工事が完了したときは、工事完了報告書（様式第 4-5 号）を市長に提出しなければならない。
 - (6) 市長は、特別な場合を除き工事完了の日から 2 週間以内に完成検査を行い、完成検査結果通知書（様式第 4-6 号）によりその結果を申請者に通知する。
 - (7) 申請者は、完成検査に合格したときは、引継ぎ申出書（様式第 4-7 号）により速やかに承認工事の施設を市長に引継がなければならない。
 - (8) 市長は、引継ぎ申出書が提出されたときは、引継ぎ書（様式第 4-8 号）により承認工事の施設を引継ぐものとする。
- 2 市長は、引継ぎ後 2 年以内に承認工事の施設に支障が生じたときは、申請者に改善を求めることができる。この場合、申請者の負担でこれを行う。
 - 3 承認工事の施工業者は、建設業の登録を受けた者とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は 令和2年4月1日から施行する